

総量削減義務と排出量取引システム利用規約

平成 23 年 6 月 15 日 23 環都計第 189 号

(目的)

第 1 条 総量削減義務と排出量取引システム利用規約（以下「本規約」という。）は、総量削減義務と排出量取引システム（以下「本システム」という。）を口座名義人及び口座管理者（以下「利用者」という。）が利用する場合において必要な事項について定める。

(口座及びクレジットの取扱い)

第 2 条 本システムにおける口座及びクレジット等（振替可能削減量及びその他ガス削減量をいう。以下同じ。）の取扱いは、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成 13 年東京都規則第 34 号）に準拠するものとする。

(著作権及び産業財産権等)

第 3 条 本システムが利用者に対して提供するコンテンツに係る著作権、産業財産権等については、東京都に帰属しており、国際著作権及び日本国の著作権関連法令によって保護されている。

(利用者の責任)

第 4 条 利用者は、本システムの利用に当たり、使用するパソコン、通信機器、回線等について、ウイルス感染防止等必要なセキュリティ対策を実施した上で、安全かつ正常に稼動する環境を確保しなければならない。

(禁止事項)

第 5 条 本システムの利用に当たり、利用者は次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 本システムの画像、文字等について、東京都に無断で他のホームページ、印刷物等に転載すること。
- (2) 本システムに対して不正にアクセスすること。
- (3) 本システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- (4) 故意又は過失を問わず、本システムに対してウイルスに感染したパソコン又は感染している可能性のあるパソコンにてアクセスすること。
- (5) 本システムの趣旨に照らして本来の機能の目的とは異なる目的で利用すること。
- (6) その他法令等に違反すると認められる行為を行うこと。

(利用時間)

第6条 本システムの利用時間については、次のとおりとする。

- (1) 本システムの利用時間については、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後6時までとする。ただし、特に指定した場合については、この限りではない。
- (2) 本システムの保守等の必要がある場合については、(1)にかかわらず、東京都は利用者への事前通知を行うことなく、本システムの運用を停止、休止、中断等を行うことができる。

(損害賠償請求)

第7条 東京都は、利用者が第4条又は第5条に違反する行為に起因して東京都に損害を与えた場合は、当該利用者によるその損害の賠償を請求することができる。

(免責事項)

第8条 東京都は、次に掲げる事項について、故意又は重過失によるものを除き、責任を負わないものとする。

- (1) 本システムに起因しないパソコン、通信機器及び回線の障害により生じた損害
- (2) パソコン、ソフトウェア等の偽造、変造若しくは盗用又は不正使用等により使用者が利用者本人でなかったことにより生じた損害
- (3) 本システムにおけるクレジット等の移転、見積支援その他の行為につき、本システムの処理遅延、利用不能、誤処理等により生じた損害
- (4) 利用者が見積支援機能に登録された情報を用いて行う判断

(利用規約の適用)

第9条 本規約の適用については、次のとおりとする。

- (1) 利用者は、本システムの使用を開始した時点で本規約に同意したものとみなす。
- (2) 東京都は、利用者へ通知することなく本規約を変更できるものとする。
- (3) 本規約を変更後に、利用者が本システムの使用を継続する場合については、利用者は変更後の条項に同意したものとみなす。

(管轄裁判所)

第10条 本システムの利用に関して紛争が生じた場合については、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。